

はじめに

いじめは重大な人権侵害行為で、いじめを受けた児童の心や体を深く傷つけ、健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。また、生命や身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものでもあります。いじめは絶対に許される行為ではありません。

いじめ問題は生徒指導上の喫緊の課題となっており、昨今の情報社会の進展により、新たないじめ問題が生じ、複雑化、潜在化しています。このような中、いじめ防止対策基本法が制定され、学校には、すべての教職員がいじめ問題について取り組むべき姿勢を再認識し、組織的に問題に取り組むことが求められています。本校では、全ての児童がいじめを行わず、かつ他の児童に対して行われるいじめを認識しながら傍観することがないように、道徳心を養い、規範意識を高め、他者を思いやる心を育てる教育活動を学校全体を通して行っていきます。「いじめは絶対に許さない」という姿勢を教職員及び児童児童一人一人に対して徹底し、学校と保護者との連携を図りながらいじめの未然防止、早期発見、早期対応を推進していきます。

そこで、「いじめ防止対策推進法」第12条の規定および「国のいじめ防止等のための基本的な方針」、「茨城県いじめの根絶を目指す条例」「守谷市いじめ防止基本方針」に基付き、いじめの防止対策を推進するために、「守谷市立守谷小学校いじめ防止基本方針」を策定します。

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

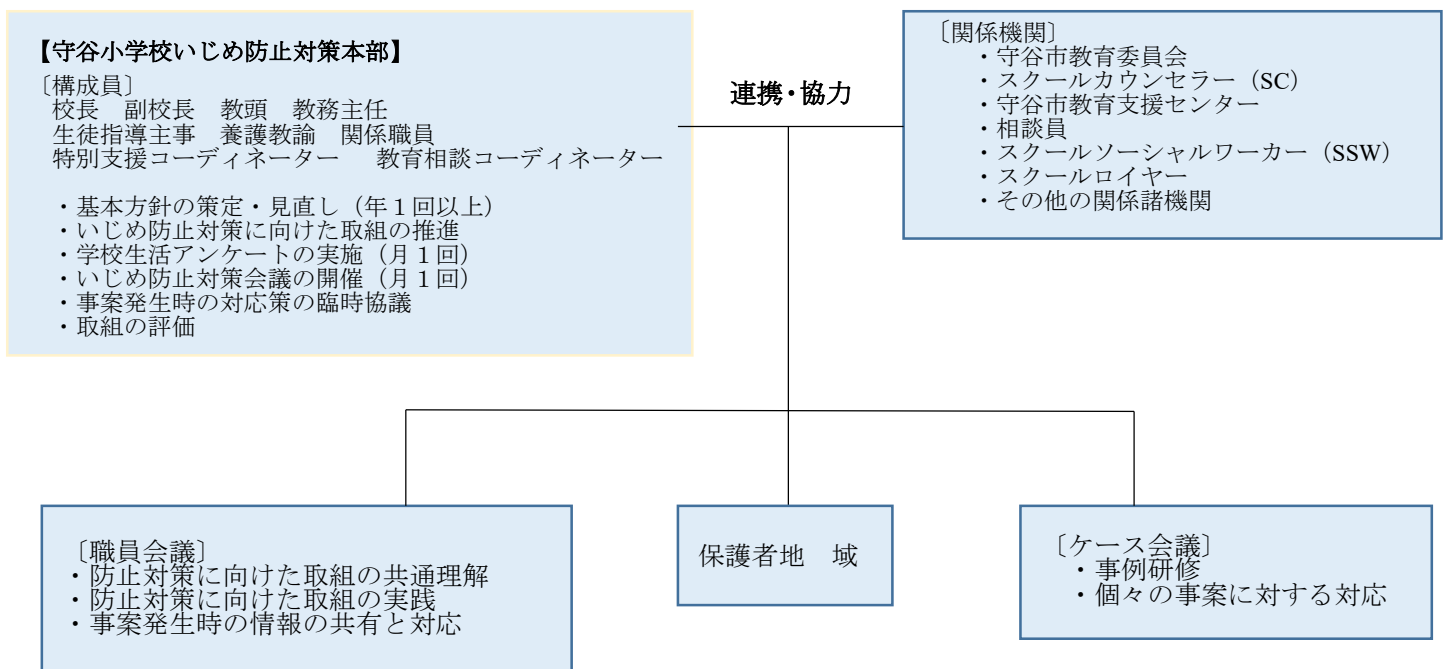
「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

(2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

- ① 「いじめは絶対に許さない」との意識を、学校教育活動全体を通じて、教職員及び児童一人一人に対し徹底します。
- ② いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識し、日頃から児童生徒が発する危険信号を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。
- ③ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することにより、児童を徹底して守り通します。
- ④ 保護者や地域に正確な情報提供を行い、信頼の確保に努めます。

2 いじめの防止・対策について

(1) 守谷小学校は、全教職員でいじめの防止・対策に取り組みます。



(2) 守谷小学校は、具体的にいじめの防止・対策に取り組みます。

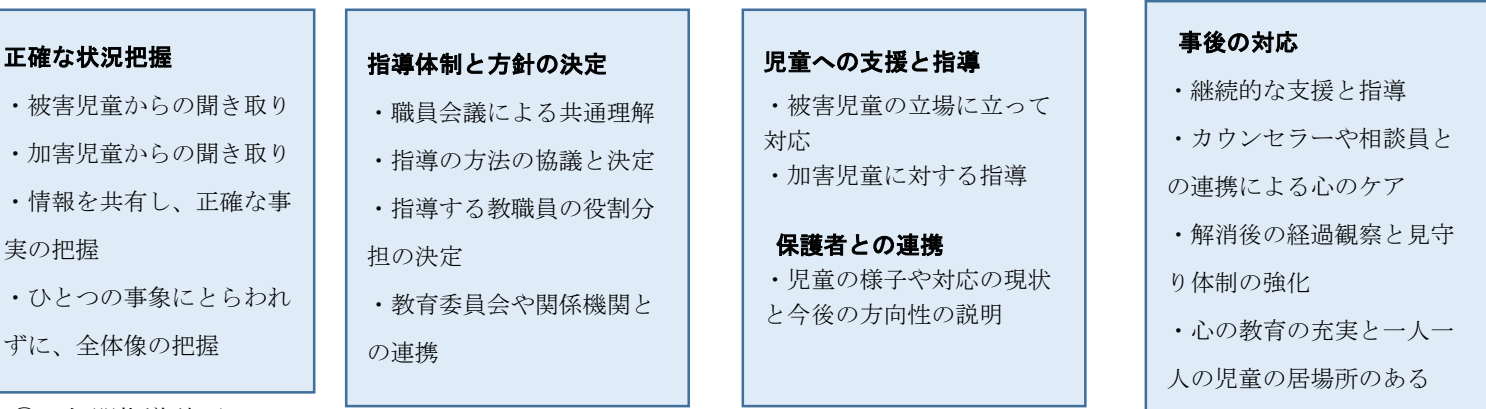
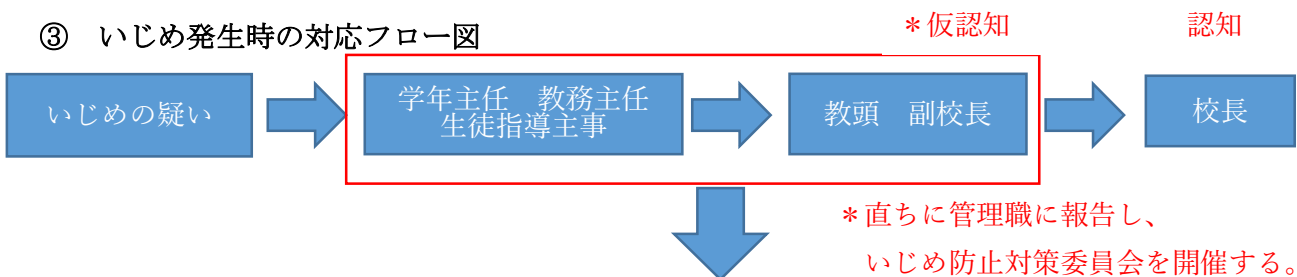
① いじめの未然防止に向けた取組

- 楽しく居場所のある学級づくりの推進
 - ・心の教育を目指し、体験活動との関連を図った道徳の授業の充実
 - ・地域人材との連携・協働による体験学習等の充実
- 児童の人権意識の醸成
 - ・委員会活動や特別活動の充実による、人権尊重啓発活動の実施
 - ・道徳の授業等を活用した、生命の尊さ、人権意識、相互理解、国際理解等の意識の醸成
- 各事業の活用や警察等の機関との連携
 - ・「茨城県スクールロイヤー活用事業」を利用した「いじめ予防教室」の実施
 - ・「スクールカウンセラー派遣事業」を活用した授業プログラム及び教職員への研修の実施
 - ・警察や民間企業等との事業を活用した「情報モラル教室」の実施
- きらめきフォーラムの活動内容の充実
 - ・愛宕中学区で協働した「いじめをなくそう！なかよし週間」の実施

② いじめの早期発見に対する取組

- 全教職員による児童の見守りと情報の共有
 - ・職員集会や職員会議時の情報交換
 - ・いじめのチェックリストの活用
- 複数の教職員による支援体制の整備
 - ・学習支援ティーチャーや介護補助員・フリースペース支援員による支援
 - ・「いじめ解消サポーター派遣事業」の活用による校内巡視の充実
 - ・「カウンセリングアドバイザー派遣事業」の活用による教職員への研修の実施
- 保護者や児童との相談体制の整備
 - ・保護者との面談（7月・12月）や児童への学校生活アンケートの実施（毎月）
 - ・保護者及び児童との面談の実施（随時）
 - ・スクールカウンセラーや相談員等による教育相談の実施（随時）
 - ・「なやみ相談窓口」を活用したオンライン相談窓口の設置
- 地域との連携の強化
 - ・HPやポータルサイトの更新による情報の発信
 - ・学校運営協力委員・民生委員との連携
 - ・いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等について （資料1）

③ いじめ発生時の対応フロー図



④ 年間指導計画

【通年】

校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・ケース会議 学校生活アンケートの実施・職員会議（情報共有）

【月ごと】

資料2

⑤ 重大事態発生時の対処

児童の生命や心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに市教育委員会に報告し、関係機関と連携して迅速かつ適切に対応にあたる。